

## あおば事務所のお知らせコーナー

No.136 代表社員 阿久津 渉

## ○子ども・子育て拠出金率が変わりました

～社会保険

子ども・子育て拠出金は社会保険に加入している事業主が、社会保険料とともに毎月負担している拠出金です。社会保険料は会社と従業員で折半負担ですが、子ども・子育て拠出金は全額事業主負担となります。平成 28 年度の 0.20% から平成 29 年度は 0.23% に改定されました。平成 29 年 4 月分から自動的に変更されますので、手続きは必要ありません。

## ○平成 29 年度始まった新しい助成金のご案内

～助成金

## ◆人事評価制度改善等助成金

人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して支給される助成金です。なお、この助成金には制度導入助成と目標達成助成の 2 つがあります。

## 【助成額】

- (1) 制度導入助成：人事評価制度及び賃金制度を導入した場合に 50 万円  
 (2) 目標達成助成：1 年経過後に、賃金引上げ等の目標を達成した場合に、さらに 80 万円

## 【申請のながれ】

1. 人事評価制度等整備計画を作成して労働局に提出
2. 人事評価制度等を就業規則等で導入
3. 新たに導入した人事評価制度に基づいて給与の支払い
4. 支給申請(制度導入分)
5. (1 年後)

①～③を全て達成した場合には「目標達成助成」を受けることができます。

①生産性の向上(6%以上) ②賃金の増加(2%以上) ③離職率の低下又は維持

※上記の達成率には細かな要件がありますので、計算方法など詳細につきましてはお問い合わせください。

6. 支給申請(目標達成分)

## ◆職場意識改善助成金(勤務間インターバル導入コース)

この助成金は終業から次の始業の間に休息时间(勤務間インターバル)を確保する制度を導入し、その制度導入のためにかかった経費の一部の助成が受けられます。

※「勤務間インターバル」とは、時間外労働などを含む 1 日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定時間を保障することにより従業員の休息时间を確保する制度です。

## 【助成対象となる経費】

就業規則等の作成・変更費用、労務管理担当者に対する研修費用、労務管理用機器等(IC カード等)の導入費用 等

## 【助成額】

上記の費用の 3/4 を助成(上限額・休息时间数 9 時間以上 11 時間未満 40 万円・休息时间数 11 時間以上 50 万円)  
 勤務間インターバル制度と助成金の詳細につきましてはあおば事務所までご相談ください。

## ○あおば事務所に新しいスタッフが加わりました

～ご報告

正清一美(まさきよかずみ) 平成 29 年 4 月 1 日入職。誠実で仕事も正確、労働基準監督署の勤務経験(主に労災関係)もある即戦力です。

池田恒美(いけだつねみ) 平成 29 年 5 月 1 日入職。明るく朗らか、転居により埼玉に来ました。前職も社労士事務所でしたのでこちらも即戦力です。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

**社会保険加入の顧問先様** 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

**65 歳以上の方の雇用保険の手続きについて** これまでは 65 歳以上で新規に採用される方については雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成 29 年 1 月 1 日から加入の対象となりました。現在 65 歳以上の方(週の所定労働時間が 20 時間以上)で雇用保険に加入していない方がいましたら手続きが必要になりますので、あおば事務所までご相談ください。

社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL <http://aobaroumuoffice.com/>

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)